

議案第14号

調布市職員の勤務時間，休日，休暇等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月28日

提出者 調布市長 長友貴樹

提案理由

育児を行う職員の時間外勤務の免除の対象となる子の範囲を拡大するとともに，子育て部分休暇を新設するほか，所要の改正を行うため，提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市職員の勤務時間，休日，休暇等に関する条例の一部を改正する条例

調布市職員の勤務時間，休日，休暇等に関する条例（平成15年調布市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「属する者」を「属する者（以下「配偶者等」という。）」に改める。

第10条の2第1項及び第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改める。

第17条第1項中「子どもの看護休暇」を「子育て部分休暇，子どもの看護等休暇」に改める。

第18条の2の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第18条の3 任命権者は，職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは，当該職員に対して，仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに，介護両立支援制度等の申告，請求又は申請（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は，職員に対して，当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において，前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第18条の4 任命権者は，介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われる

ようにするため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) 前2号に掲げるもののほか、介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の調布市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第10条の2及び第17条の規定は、この条例の施行の日以後の請求に係るものについて適用し、同日前の請求に係るものについては、なお従前の例による。